

令和 8 年 8 月 14 日

回 答 書

令和8年7月9日付けで公告のあった「環境の杜ふれあい指定管理者の募集について」に係る質問について、以下のとおり回答します。

No	募集要項及び仕様書ページ	質問項目及び質問内容	回答
1	募集要項 P4 (2)支出について	《貴組合による電力の供給》 支出項目の「需用費」の内訳に水道料金の記載はございますが、電気料金・ガス料金等の記載が見当たりません。これらは「その他需用費」に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	電気は当組合から供給しているため、電気料金のご負担はございません。飲食喫茶室は自主事業として提案していただきますので、ガス料金は基本事業の需用費には含まれません。
2	募集要項 P10 1.環境の杜ふれあい収支実績	《【支出】需用費「水道料金」について》 収支実績における年間水道料金の内訳について、市のご負担分は含まれておりますでしょうか。含まれている場合には、市と管理者それぞれのご負担割合（内訳）についてご教示いただけますでしょうか。（年間の水道料金が想定より少額であるように感じましたため、お伺いするものです。）	水道料金について、構成市町及び当組合の負担はございません。
3	募集要項 P10 1.環境の杜ふれあい収支実績	《【支出】需用費「その他需用費」について》 電力については貴組合より供給いただけると記載がございましたが、電気使用料金につきましても全額をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、本施設の趣旨から大きく逸脱するような電気機器の設置は避けることとし、可能な限り節電に努めていただきます。
4	募集要項 P2 7.指定管理者が行うことができる業務（自主業務）について	《食堂について》 指定管理者が切り替わった場合、現在の食堂「自家製生麺沖縄そば平良製麺所」は引き継ぐことになりますでしょうか。	仕様書 P4 の「(4)飲食喫茶室について」に記載のあるとおり、飲食喫茶室は自主事業として実施していただきますので、応募者からの提案となります。

5		《指定管理予定候補者選定評価要領》 令和3年度に公募された時は、指定管理 予定候補者選定評価要領があったが、 今回の公募でも同じ要領を使用するの か。	要領については審議会委員に よる選定評価方法を記載した ため、掲示はしていません。
6	業務仕様書 P12 別表 2 施設維持 管理業務一覧	《業務内容の増加と指定管理料》 別表 2 施設維持管理業務一覧におい て、建築設備定期検査からサウナ蒸気 発生器点検までの 29 項目は令和 3 年 度公募では組合が分担することになっ ていたが、今回は指定管理料が同額であ りながら指定管理者が負担することにな ったのはなぜか。	設備等の維持管理において、 点検業務と日常管理の連携を 図り、効率的かつ一体的な管 理運営を行うため、指定管理 者へ移管するものです。 指定管理料については、募集 要項 P10 にある過去3か年の 収支状況を基に算出し、移管 する施設維持管理に係る経費 も含めて上限額を設定してお ります。
7	業務仕様書 P12 別表 2 施設維持 管理業務一覧	《業務内容》 仕様書には「男女浴室水質検査 6 回/ 年」と記載されていますが、足湯の水質 検査は必要なのか。	足湯の水質検査も必要になり ます。
8	業務仕様書の P4 下部から P5 上部	《「8. 施設、設備及び物品等の維持管理 に関すること」の(4)》 仕様書では 50 万円以上は組合が発注、50 万円未満は指定管理者が見積 精査後に発注するとありますが、「50 万 円未満」の修繕費については、指定管理 料とは別枠の修繕予算から支出される との理解でよろしいでしょうか。また、年 度途中に修繕予算が不足した場合の取 扱いをご教示ください。	お見込みのとおり。年度途中で 修繕予算が不足した場合は当 組合にてご対応いたします。
9	業務仕様書の P4 下部から P5 上部	《「8. 施設、設備及び物品等の維持管理 に関すること」の(4)》 修繕に関する「1 件 50 万円」の判定につ いて、金額は消費税込み又は税抜きの いずれでしょうか。また、同一原因による 複数箇所の修繕、部品代と工事費、応急 処置と本修繕については、一連の修繕と	消費税込みの金額です。同一 原因による修繕については、お 見込みのとおり。

		して合算して判定するとの理解でよろしいでしょうか。	
10	業務仕様書 P6 「11. 収入及び経費等について」	《(2)支出について ③》 備品購入費は指定管理料とは別枠で年度協定書により定めるとありますが、年度当初の予定額以外に追加協議が可能な場合は、どのような手続きとなりますでしょうか。	当組合との協議を行い必要と認められた場合は、組合予算での対応となります。
11	指定管理料スライド制度の手引き P1	《(4)②物価水準》 賃金水準については、常勤人件費及び非常勤人件費の算定方法を理解しました。一方、物価水準について「事業費・施設等管理費」を対象とするとありますが、環境の杜の収支予算書において、具体的にどの費目が物価スライドの対象となるのかをご教示ください。	需用費(修繕費を除く)、委託料および賃貸料を検討しています。
12	業務仕様書 P3 「7. 施設運営等に関する事」	《(1)職員の配置等に関する事について》 館長、トレーニング指導員、経理担当等の配置が示されていますが、今回の募集要項及び業務仕様書では、環境学習や3R推進、環境啓発など環境事業の充実がこれまで以上に重視されていると理解しております。このような環境事業を推進するため、常勤職員ではなく、週 2～3 日程度勤務する環境分野の専門スタッフ(環境教育・3R 推進・環境啓発等)を配置する提案は可能でしょうか。	提案は可能です。
13	業務仕様書 P12	《水質検査回数》 県によりますと、塩素系消毒の循環式浴槽水は年 2 回以上の検査となっておりますが、6 回実施するということでしょうか？	年6回は過去に当組合で行った実施数であるため、「2 回以上/年」に修正します。
14	業務仕様書 P12	《空冷チラー設備点検整備内容》 空冷チラー設備点検整備に(集中)と(通常)とございます。二つの点検内容項目をお示しいただけますでしょうか？	空冷チラー設備点検整備につきましては、室外機のチラーユニットの点検(圧縮機・熱交換器保護機器・冷媒系統・電気

		現在は集中のみ貴組合にて行われているようです。	系統等)と洗浄作業になります。(集中)と(通常)はチラー設備を改修する前に実施していた項目になりますので、上記の作業内容をご参考ください。
--	--	-------------------------	---